

別表第一

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能要件	都道府 県	指定都 市	中核市	一般市 区町村	福祉事 務所未 設置町 村	適合基準日
00.児童扶養手当共通										
0200001	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		住民記録システムに、住民記録情報(外国人情報、住民記録の異動情報を含む。)を照会する。 ※1 連携は住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること。 ※3 住民記録情報の過去の履歴を管理できること。 ※4 連携頻度は随時とする。 ※5 個人番号を連携できること。 ※6 支援措置対象者情報も連携できること。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
200337	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		住民記録システムに、住民記録情報(外国人情報、住民記録の異動情報を含む。)を照会する。 ※1 外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するかの氏名優先フラグの情報も連携すること。	-	○	○	○	○	—
0200002	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		住民税システムに、住民税情報(年次情報及び過年度の更正情報等)を照会する。 ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること。 ※3 過去五年分の課税所得情報を連携し、児童扶養手当システムで利用できること。 ※4 住民税情報を課税年度ごとに過去の履歴を管理できること。 ※5 連携頻度は週次・月次等とする。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200338	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		住民税システムに、住民税情報(年次情報及び過年度の更正情報等)を照会する。 ※1 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者であるかを連携できること。 ※2 住登外者で課税されている税情報を連携できること。 ※3 再転入者や住登外(実態上居住しているが、戸籍の附票又は住民票上は記載の無いこと。)転入者についても個人番号や団体内統合宛名番号をキー情報として連携できること。	-	○	○	○	○	—
0200004	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		障害者福祉システムに、障害者福祉情報(特別児童扶養手当情報、身体障害者手帳情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報等(住民記録の異動情報を含む。))を照会する。 ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・週次・月次・年次等とする。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200339	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		就学事務システム(就学援助)に、受給者基本情報を提供する。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200340	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		生活保護システムに、受給者基本情報、支給情報を提供する。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200341	00.児童 扶養手 当共通	他基幹 業務シ ステムとの 連携		子ども・子育て支援システムに、受給者基本情報を提供する。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200006	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムより配信マスタ・独自マスタを取り込みできること。	○	○	○	○	○	—
200342	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		団体内統合宛名機能(地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。))における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること 団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	-	◎	◎	◎	○	令和8年4月1日
0200007	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること。 ※2 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること。	-	◎	◎	◎	○	令和8年4月1日

0200343	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会 内容データを作成し連携できること。 ※ 住民税情報や年金情報については、一括での照会情報内容情報作成、連携がで きること。	－	○	○	○	○	－
0200344	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会 内容データを作成できること。 ※ 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できるこ と。	◎	－	－	－	－	令和8年4月1日
0200345	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会 内容データを作成できること。 ※ 住民税情報や年金情報については、一括での照会情報内容情報作成ができるこ と。	○	－	－	－	－	－
0200008	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡され る情報照会結果データと連携し、児童扶養手当システム内で情報照会結果を利用でき ること。 ※1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200346	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡され る情報照会結果データと連携し、児童扶養手当システム内で情報照会結果を利用でき ること。 ※ 住民税情報や年金情報については、一括での情報照会結果の取り込み、利用が できること。	○	○	○	○	○	－
0200009	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		文字要件については、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 の規定に準ずる。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200478	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録 データを作成できること。 ※1 支援措置対象者を始めとした受給資格者についても副本登録できること。 ※2 住登外対象者も副本登録対象とすること。 ※3 副本登録の住登外対象者が個人番号未登録者を把握できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200347	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナンバー制度における中間サーバーにて作成できる突合用ファイルを用いて、副 本データの整合性確認ができること、又は団体内統合宛名システムにて整合性確認を 行う場合で整合性確認用データの作成が必要な場合は、整合性確認用データを作成 し、連携できること。 ※ 整合性確認用データを連携することなく、団体内統合宛名システムで整合性確認が 行える場合を含む。	○	○	○	○	○	－
200348	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目 を、申請管理機能(地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書において規定す る申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること なお、経過措置として、自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等 の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)に規定される連携方式3、4 により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目と は、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目 が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい 申請管理機能がマイナポータルびったりサービスに対して申請処理状況(処理中、要 再申請、完了、却下、取下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項 目等を表示、出力等できること 【対象事務】 ・児童扶養手当の現況届の事前送信	－	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
200349	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		公金受取口座の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。 【管理項目】 公金口座区分	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200350	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネット ワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で 取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200351	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシス テムを除く。)に提供できること。	×	×	×	×	×	－
0200011	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		連携用データの取込時や作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー内容の確認、 対応後の再取込、再作成・再送信処理ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200012	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		JR通勤定期乗車券割引制度の証明書「特定定期乗車券購入証明書」の交付台帳管 理ができること。 【管理項目】 特定者の氏名、年齢、性別、証書番号、発行日	○	○	○	○	○	－

200352	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		転入前に、住民記録システムから転出証明書情報(番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。)に係る関係する情報を取得できること。	-	-	-	-	-	-
200353	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能(地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書に規定する申請管理機能をいう)から取得できること	-	-	-	-	-	-
0200354	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。	-	-	-	-	-	-
200355	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	-	-	-	-	-	-
0200356	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		来庁予定者の受入れ事前準備として、転入届、転居届提出時に併せて行われる手続の届出等に、転出証明書情報、転入予約情報又は転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。	-	-	-	-	-	-
200357	00.児童 扶養手 当共通	他システ ム連携		申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号(「びったりサービス 外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。)を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	-	-	-	-	-	-
0200014	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 年度、所得加算情報(受給資格者・扶養義務者等の老人扶養控除加算額、特定扶養控除加算額)、所得制限限度額情報(扶養人数、全部支給額、一部支給額、扶養義務者等限度額、更新年月日)、物価スライド情報(改定年月、今回値、前回値、更新年月日)、障害者控除額、特別障害者控除額、勤労学生控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200358	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 所得情報、所得内訳、分離・総合課税、所得加算情報(非課税公的年金等収入額、養育費、16-19控除対象扶養親族申立書、障害、特別障害、医療費、小規模共済等掛金、控除対象配偶者、その他控除情報)	○	◎	◎	◎	○	令和9年2月1日
0200015	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		コードマスタを管理(登録、修正、削除、照会)できること。 ※1 統計・報告にて行う各種情報の集計に必要な管理項目(受給資格者区分、支給区分等)を、コードとして定義して管理できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200016	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票単位で公印の種類及び印影又は“公印省略”といった文言を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 職務代理者の公印も管理できること。 ※3 印影は自治体の要求するサイズで管理できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200017	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		通知書等の出力において、印字する発行者や職務代理者等の情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 発行者・職務代理者情報(氏名、役職名)	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200359	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		通知書等の出力において、印字する発行者や職務代理者等の情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 開始年月日、終了年月日	○	○	○	○	○	-

0200018	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 文書番号の出力有無も管理できること。 【管理項目】 文書番号	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200019	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	通知書等の出力において、印字する帳票タイトル、文言、注記文、審査文言を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして、必要に応じて自治体が希望する文言等にマスタを修正すること。 【管理項目】 帳票タイトル、文言、注記文、審査文言	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200020	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	通知書等の出力において、印字する提出書類を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 提出書類	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200360	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	通知書等の帳票単位で任意の発行年月日の設定可否を管理できること。 【管理項目】 帳票ID、発行年月日の任意設定可否	○	○	○	○	○	—
0200361	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するかの氏名優先フラグの登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200021	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	「管理場所」としてマスタ管理できること。 【管理項目】 管理場所	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200022	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	「管理場所」単位で通知書等に印字する公印種類及び印影を管理できること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200362	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	区間異動に伴う宛名情報や認定の異動に対応できること。	—	○	—	—	—	—
0200479	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	通知書等の出力において、印字する問合せ先、来所場所情報を一括で登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 問合せ先・来所場所情報（郵便番号、住所、部署名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）	○	○	○	○	○	—
0200364	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能	窓口となる町村の問合せ先や提出先情報を登録、修正、削除、照会できること。	○	—	—	—	—	—

0200365	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		「管理場所」単位で問合せ先、来所場所を設定できること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200024	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		通知書等の教示文にある不服申立て先を管理できること。 ※ 教示文中にある○○市長、○○知事の文言を印字するために管理する。 【管理項目】 自治体名	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200025	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		金融機関マスタデータ(金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番 号、店舗漢字名称、店舗名カナ等)を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 ※2 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 ※3 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 【管理項目】 金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店 舗名カナ	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200366	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		金融機関マスタデータ(金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分 コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区 分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号)を登録、修正、削 除、照会できること。 【管理項目】 金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有 無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗 郵便番号、店舗住所、店舗電話番号	○	○	○	○	○	—
0200367	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能で あること。	○	○	○	○	○	—
0200026	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		金融機関情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200027	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できるこ と。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できる こと。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200028	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		都道府県マスタ、市町村マスタ及び役所マスタを管理し、転出元受給資格者台帳取得 処理、受給資格者台帳送付処理において利用できること。 ※ 東京都の特別区、指定都市の区など児童扶養手当の実施機関ごとにマスタを管 理できること。 【管理項目】 自治体コード、自治体名、自治体名カナ、県名、市区町村名、郵便番号、住所、部署、 宛名役職名、電話番号、作成年月日、適用開始年月日、適用終了年月日	○	○	○	○	○	—
0200029	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		住民の住所については住民記録システムから取得すること。 当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスタを保持すること。	—	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200030	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		手当の支払期を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 定時払いの支払期を登録、修正、削除、照会できること。 ※2 随時払いの支払期を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支払期	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日

0200368	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		手当の支払予定年月日を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 定時払いの支払予定年月日を登録、修正、削除、照会できること。 ※2 随時払いの支払予定年月日を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支払予定年月日	○	○	○	○	-	-
0200031	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		改元においても、パラメータの追加により特段の保守作業を必要とせずに、全ての画面表示、入力チェック、各帳票の印字が適切に行えること。 ※ 通知書等の出力において、改元年の年表示については「元年」と表示すること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200032	00.児童 扶養手 当共通	マスタ管 理機能		特定個人情報保護評価のしきい値判断に使用する対象者情報を抽出できること。 ※ 対象人数、対象者、対象者区分（受給資格者、扶養義務者、対象児童等の別）を把握できること。	○	○	○	○	○	-
0200033	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		対象児童、受給資格者、扶養義務者及び配偶者の住民記録情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 支援措置対象者情報も連携される場合は、支援措置対象者として管理できること。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200034	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		対象児童、受給資格者、扶養義務者及び配偶者の住民記録情報を一覧で確認できること。	-	○	○	○	○	-
0200035	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること。）。 ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	-	○	○	○	○	-
200369	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能（地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200036	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		住登外者における基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、個人番号等を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 団体内統合宛名番号を連携できること。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200037	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		再転入時や住登外者から住民登録者になることにより宛名番号が変更された場合、変更後の宛名番号へ過去の履歴を統合又はひもづけて、同一人物の情報として利用できること。 ※1 宛名番号が変更となり、別人の情報となることを防止するために、宛名番号のひもづけ又は宛名番号の置き換えにより同一人物の情報として扱えるようにすること	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

0200038	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	受給資格者の連絡先情報(電話番号、送付先情報等)を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 送付先住所を設定した場合は、送付先住所が優先されること。 【管理項目】 送付先氏名、送付先郵便番号、送付先住所、電話番号、備考	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200370	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	受給資格者の連絡先情報(電話番号、送付先情報等)を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 送付先については開始日、終了日設定を行い、通知書記載の発行日に応じて切り替わること。 ※2 電話番号は公開範囲を指定できること。 【管理項目】 電話番号種類、電話番号公開範囲、送付先開始日、送付先終了日	○	○	○	○	○	—
0200039	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	受給資格者の連絡先情報(電話番号、送付先情報等)を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200040	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200041	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	受給資格者の口座情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200042	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、一括更新ができること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200043	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	特定の金融機関、支店の口座を利用している受給資格者を一覧で確認できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200044	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200045	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	住記世帯とは別に児童扶養手当用世帯情報を管理(登録、修正、削除、照会)できること。 ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること。 ※2 世帯全員の所得情報が管理できること。 ※3 児童扶養手当用世帯情報を登録する場合、住民記録上の別世帯の世帯員や住登外者も登録できること。 ※4 児童扶養手当用世帯情報の履歴を管理できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200480	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	対象児童や受給資格者、受給資格者でない父又は母の年金受給情報(障害年金を含む。)を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	○	令和8年4月1日
0200048	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	年金受給情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	—	—
0200049	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200050	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能	支援措置対象者情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

0200051	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		支援措置対象者情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200052	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200053	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		対象者の住民税情報を登録、修正、削除、照会できること。 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	—	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200054	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		児童扶養手当システム上で管理している対象者の住民税情報を一覧で確認できること。	—	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200055	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200056	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		住民記録および児童扶養手当用世帯情報より、世帯番号、住所、方書、住所コードを検索条件として、同一住所候補の住民を検索できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200371	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		児童扶養手当用世帯情報を管理している場合は児童扶養手当用世帯情報より世帯番号、住所、方書、住所コードを検索条件として、同一住所候補の住民を検索できること。	○	○	○	○	○	—
0200057	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		起案処理ができること。 【管理項目】 処理区分(起案待ち、起案)、届出種別(認定請求、資格喪失届等起案対象となる届出・請求の種別)、起案番号、証書番号、受給資格者氏名(漢字、振り仮名(フリガナ))、審査区分、請求届出提出年月日、起案年月日、市町村名 ※1 起案処理は、処理区分が起案待ちの受給資格者を対象に、届出種別ごとに行えること。 ※2 届出種別に該当する複数受給者を1つの起案として処理できること。 ※3 起案処理後、一意の起案番号が付番され、処理区分を起案に変更できること。	○	○	○	○	○	—
0200058	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		起案取消処理ができること。 【管理項目】 処理区分(起案、起案取消)、届出種別(認定請求、資格喪失届等起案対象となる届出・請求の種別)、起案番号、証書番号、受給資格者氏名(漢字、振り仮名(フリガナ))、審査区分(受理、認定、却下)、請求届出提出年月日、市町村名 ※1 処理区分が起案の受給者を対象に、取消対象の起案番号を指定して処理できること。 ※2 取消処理後、処理区分は起案取消に変更できること。	○	○	○	○	○	—
0200059	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		決裁処理ができること。 【管理項目】 処理区分(起案済、決裁済、通知済)、届出種別(認定請求、資格喪失届等起案対象となる届出・請求の種別)、起案番号、証書番号、受給資格者氏名(漢字、振り仮名(フリガナ))、審査区分(受理、認定、却下)、請求届出提出年月日、決裁年月日、市町村名 ※1 決裁処理は、1起案ごとに処理できること。 ※2 任意の起案番号から決裁対象となる起案を検索できること。 ※3 決裁処理後、処理区分を決裁済に変更できること。 ※4 各種通知書は「決裁済」受給者のみ出力できること。 ※5 通知書出力後、処理区分を通知済に変更できること。	○	○	○	○	○	—
0200060	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		起案処理の対象受給資格者一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200061	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		起案済受給資格者一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	—

0200062	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		起家取消済受給資格者一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200063	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		決裁処理の対象受給資格者一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200064	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		決裁済起家一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200065	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		通知済受給資格者一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200066	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200067	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		児童扶養手当関係書類提出受付処理簿に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 整理番号、件名(氏名)、受付年月日、再提出受付年月日、返付年月日、返付事由、受理年月日、処理経過(処理済年月日、認定請求書却下書交付年月日)、審査結果、備考(証書返付年月日)	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200372	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		児童扶養手当関係書類提出受付処理簿に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 証明書発行日、発行番号、証明書種別(資格証明書・購入証明書等)、有効期限	○	○	○	○	○	—
0200068	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		受給資格者に係る補足情報を、登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 受給資格者に係る補足情報	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200069	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		提出書類に不備があった場合、対象書類を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 不備書類情報	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200070	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		請求書情報及び届出情報を都道府県に提出した場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 提出年月日、再提出年月日	—	—	—	—	○	—
0200071	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		都道府県に提出済み及び未提出の届出に係る情報を一覧で確認できること。	—	—	—	—	○	—
0200072	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		請求書及び届出等の受付時に、入力した情報を一時保存できること。 ※ 書類不備等により、各種請求書・届出を受理できない場合、入力可能な情報のみ一時的に保存できること。	○	○	○	○	○	—
0200073	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		請求書及び届出等の処理内容(年齢到達、住記異動管理のように請求書及び届出を伴わない処理も含む。)に応じて、資格状態(認定、却下、喪失、転出等)及び差止状態(差止、差止解除)を更新できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200074	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		受給資格者の手当額や支給区分、受給(資格)者区分、支払情報(支払額、支払期等)、支払差止等の変更履歴を管理できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200075	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		職権にて、システムの登録情報や自動で設定・算出された値を、任意の値に修正又は削除できること。 ※1 他システムを参照している項目は、対象外。 ※2 データの整合性を保てる範囲内で修正、削除ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200076	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		システム規定の形式・方法で児童扶養手当システムに現況届等のデータを取り込めること。	○	○	○	○	○	—
0200077	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		事実婚解消等調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 事実婚解消等調書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200078	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		遺棄調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 児童情報(区分(父親が家出、母親が家出)、別居開始年月日、父又は母の電話番号)、遺棄調書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200079	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		遺棄申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 児童情報(父又は母の氏名)、遺棄申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—

0200080	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		父又は母の就労等に関する調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 父又は母の氏名、父又は母の傷病名、父又は母の就労等に関する調書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200081	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		生計維持児童申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 所得情報(生計維持児童数)、電話番号、生計維持申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200082	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書(認定請求書・所得状況届・現況届用)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200083	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		生計別申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 生計別申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200084	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		扶養義務者と別生計であることの申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 電話番号、扶養義務者と別生計であることの申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200085	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		母子・父子で生活していることの申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 電話番号、母子・父子で生活していることの申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200086	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200087	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		住所要件に関する申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 電話番号、住所、住所要件に関する申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200088	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		別居監護申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 電話番号、児童情報(氏名、生年月日、年齢、続柄)、別居監護申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200089	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		監護申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 証書番号、請求者(受給者)氏名・住所・電話番号、監護している児童情報(氏名、生年月日、年齢、続柄、住所、備考)、監護申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200090	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		16歳～19歳扶養申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数、16歳～19歳扶養申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200091	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		介護申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 介護申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200092	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		養育費等に関する申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 養育費受取額、同居している家族(扶養義務者)情報(氏名、続柄、生年月日)、養育費に関する申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200093	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		養育申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 証書番号、請求者氏名、請求者住所、電話番号、養育している児童情報(氏名、生年月日、続柄)、父の氏名、父の振り仮名(フリガナ)氏名、父の該当事由(離婚、死亡、障害、生死不明、遺棄、拘禁、未婚の女子の子、その他)、母の氏名、母の振り仮名(フリガナ)氏名、母の該当事由(死亡、生死不明、戸籍上母がいない、その他)、該当年月日、非該当予定年月日、養育申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200094	00.児童 扶養手 当共通	データ管理機能		公的年金調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 年金情報(受給権発生日、種類・基礎年金番号・年金コード、受給開始年月)、公的年金調書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—

0200095	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		公的年金受給状況調査書(児童扶養手当用)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 請求者氏名、支給対象児童氏名、請求者の年金情報(種類・基礎年金番号・年金コード・年額、受給開始年月)、請求者に支給される障害基礎年金等の子の加算対象となる児童の年金情報(加算対象児童氏名、基礎年金番号・年金コード・年額、受給開始年月)、公的年金受給状況調査書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200096	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		公的年金に関する同意書について、以下の情報が登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 公的年金に関する同意書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200097	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		各種帳票の出力や届出・請求書に関する処理をバッチ処理にて一括で行えること。 ※1 バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月〇日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 ※2 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 ※3 前回設定のパラメータは、一部修正ができること。 ※4 修正パラメータ箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 ※5 全てのバッチ処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。 ※6 バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。	○	○	○	○	○	—
0200098	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200099	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		入力内容に対して、必須チェックや妥当性チェック、関連チェックを実施し、エラー項目が明示的に表示されること。 ※ 入力内容は、ワンストップサービス(マイナポータル・びったりサービス)を利用して行われたオンライン情報等、他システムからの連携情報を含む。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200100	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		対象者の不現住(居所不明)に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 不現住区分	○	○	○	○	○	—
0200373	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200374	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		宛名番号付替処理に関し、対象者の宛名番号付替処理を行い、台帳データを更新できること。	—	○	○	○	○	—
0200375	00.児童 扶養手 当共通	データ管 理機能		メモ情報を登録、修正、削除、照会できること。	○	○	○	○	○	—
0200102	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		受給資格者の検索において、氏名(漢字・振り仮名(フリガナ))、生年月日、住所、証書番号、宛名番号等で検索できること。 ※1 氏名(漢字・振り仮名(フリガナ))、生年月日、住所等を、複数組み合わせ検索できること。 ※2 受給資格者検索での氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。 ※3 受給資格者が外国人である場合の検索は本名、通称名、英字名のいずれでも検索できること。 ※4 受給資格者検索は、対象児童、配偶者、扶養義務者の宛名番号、氏名(漢字・振り仮名(フリガナ))、生年月日、住所を条件としても検索できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200376	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		受給資格者の検索において、電話番号で検索できること。	○	○	○	○	○	—
0200103	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		過去に利用した検索条件及び検索結果を再度利用できること。	○	○	○	○	○	—

0200104	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		検索により、複数対象受給資格者が該当した場合は、該当対象者を全て一覧表示し、 選択した明細で台帳画面に遷移できること。 ※ 支援措置対象者が含まれていた場合は、気づける仕組みとすること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200105	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		受給資格者の生年月日と、システム日付から計算した年齢を自動表示できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200377	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		受給資格者の生年月日と、任意で設定した日付から計算した年齢を自動表示できるこ と。	○	○	○	○	○	—
0200106	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		受給資格者の個人番号を確認できること ※1 番号法別表の要件を満たす個人番号の確認ができること ※2 番号法別表の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと ※3 所属や職員により利用権限設定できること	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200107	00.児童 扶養手 当共通	台帳管 理機能		住所検索機能を利用できること。 ※ 住所検索方法として、頭文字での住所検索ができること。	○	○	○	○	○	—
0200108	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		EUC機能(地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定するEUC機能を いう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件 標準仕様書の基本データリスト(児童扶養手当システム)の規定に従うこと(児童扶養 手当システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本 データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外の データ項目の利用も可能とする。)。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本デー タリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は 連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200110	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		保留通知対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200111	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		補正命令対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200112	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できるこ と。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できる こと。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200113	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		任意の一覧結果では、支援措置対象者が含まれていた場合は、気づける仕組みとす ること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200114	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		任意の一覧結果では、文字あふれ者や未登録外字者が含まれていた場合は気づける 仕組みとすること。	○	○	○	○	○	—
0200115	00.児童 扶養手 当共通	一覧管 理機能		各業務で使用するリストについては、都道府県や市区町村と、管理場所単位に出力で きること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200116	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		指定した条件に該当する対象者の「宛名シール」又は窓あき封筒に対応した形式での 「宛名状」を出力できること。 ■帳票詳細要件 宛名シール■ ■帳票詳細要件 宛名状■ ※ 住民記録上の住所とは異なる送付先(連絡先)が設定されている場合は、送付先 を優先すること。	○	○	○	○	○	—
0200117	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		宛名を印字する対象者宛での外部帳票において、窓あき封筒に対応でき、送付先情 報からカスタマーバーコードを出力できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200118	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		通知書等において、管理している電子公印を印字できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

0200119	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		通知書等において、管理している首長や職務代理者等を印字できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200120	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		文書番号を伴う通知書等の出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること。 ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと。 ※2 文書番号の前後の記号番号は、文書番号を印字する帳票ごとにパラメータ等で設定できること。 ※3 文書番号を印字する設定の無い帳票は、文書番号を印字しないこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200378	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること。 自動付番の利用有無をパラメータ等で設定できること。	○	○	○	○	○	—
0200379	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票について「管理場所」ごとに設定でき、「管理場所」ごとの設定時は機能ID0200120の※2より優先して印字すること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200121	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		通知書等において、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言を印字できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200122	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		発行年月日の任意設定が可能な通知書等に対して任意の発行年月日を設定し、印字できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200500	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		通知書等において、問合せ先、来所場所を印字できること ※1 帳票単位で設定した問合せ先、来所場所を印字すること	○	○	○	○	○	—
0200380	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		通知書等において、問合せ先、来所場所を印字できること。 ※ 管理場所単位で設定した問合せ先、来所場所を印字できること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200124	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票に印字する対象者情報に応じて、敬称を置き換えることができること。 <設定例> ・個人の場合、「様」を付加。	○	○	○	○	○	—
0200125	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		印刷は個別／一括印刷ができること。 ※ 印刷プレビューを表示できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200381	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		印刷は個別／一括印刷ができること。 ※ 一括印刷の場合、スケジュール登録による自動実行及びパラメータ等で指定時点の対象者の抽出、一括出力を可能とすること。	○	○	○	○	○	—
0200126	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		任意の条件で帳票出力対象候補となる受給資格者を抽出し、抽出した一覧結果にて帳票の出力有無を選択できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200127	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、帳票出力対象者やバッチ処理の対象者を一覧で確認できること。 ※1 帳票の一括出力時の出力順、ソート順はパラメータ等で設定できること。 ※2 一覧には帳票出力対象者やバッチ処理対象者の最新の資格情報を出力できること。 【管理項目】 処理情報（処理日、処理名、処理状態、処理終了日時）、処理実行時設定情報（処理実行日付、処理起動時刻）	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200382	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票の一括出力時に未登録の外字が利用されている場合や印字文字数オーバーがあった場合についても、出力順、ソート順をパラメータ等で設定できること。	○	○	○	○	○	—

200383	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理について一括処理にて一括で行えること。 ※ 現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理をバッチ処理にて行った場合は、「児童扶養手当証書等の交付について」を一括出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書等交付について■	-	○	○	○	○	-
0200128	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	-
0200129	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票の個別出力時に、未登録の外字が利用されている場合や印字文字数オーバーがあった場合、該当受給資格者を把握できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200130	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧で表示され、出力帳票を指定できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200131	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて CSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200132	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		二次元コード(カスタマーバーコードを含む。)については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200384	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ(外字情報を含む。)について印刷イメージファイル(PDF 形式等)を作成し、出力できること。	○	○	○	○	○	-
0200134	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		支援措置対象者が含まれる帳票の一括出力において、支援措置対象者が含まれていた場合は気づける仕組みとすること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200135	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		「児童扶養手当証書」を出力できること。 ※ 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書■ 【管理項目】 証書交付年月日	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200385	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		「児童扶養手当証書」を出力できること。 ※ 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書■ 【管理項目】 証書返付年月日、出力日	○	○	○	○	-	-
0200136	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		提出書類等に不備があった場合、「保留通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 保留通知書■ 【管理項目】 保留理由、補正期限	○	○	○	○	○	-
0200137	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		提出書類等に不備があった場合、「補正命令書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 補正命令書■ 【管理項目】 再提出期限年月日、提出先部署名、補正を求める書類、補正を求める理由	○	○	○	○	○	-
0200138	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		「児童扶養手当証書等交付について」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書等交付について■ 【管理項目】 来所日時、場所、持参するもの	○	○	○	○	○	-
0200139	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		「児童扶養手当証書受領書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書受領書■ 【管理項目】 証書記号番号、受給資格者氏名、備考	○	-	-	-	○	-

0200140	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		職権による市外転出処理、額改定処理、資格喪失処理、登録情報変更処理、支給区 分の変更等を行う場合は、受給資格者に対し、「児童扶養手当関係書類提出命令書」 を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当関係書類提出命令書■ 【管理項目】 提出を命じる書類、提出期限年月日提出先部署名	○	○	○	○	○	—
0200141	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		「町村への送付書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 町村への送付書■ 【管理項目】 手当期間、手当支払予定年月日	○	—	—	—	—	—
0200142	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		帳票の発行履歴を管理できること。 ※ 帳票の再出力を行うための管理となるため、住民への通知物を対象とする。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200143	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		出力済帳票を再発行、再交付できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200144	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		通知書等の外部帳票に口座情報を印字する場合は、アスタリスク等を印字できるこ と。なお、対象となる帳票において、伏せる口座情報の項目は統一すること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200386	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		口座番号をアスタリスク等で伏せる場合、開始位置と桁数を指定し伏せる箇所を設定 できること。	○	○	○	○	○	—
0200145	00.児童 扶養手 当共通	帳票出 力機能		各業務で使用する帳票については、都道府県や市区町村と、管理場所単位に出力で きること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200146	00.児童 扶養手 当共通	アクセス ログ管理		＜ログの取得＞ 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、 以下のログを取得すること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、 パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等によ り、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること。）。 ・操作ログ ー取得対象：①照会、②帳票発行、③入力・修正・削除、④バッチ処理（帳票作成）、 ⑤バッチ処理（データ更新）、⑥画面ハードコピー、⑦データ抽出（EUC） ー記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となっ たレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、個人番号への アクセス有無 ・認証ログ ログイン及びログインのエラー回数等 ・イベントログ 児童扶養手当システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデー タベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報 ・通信ログ Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等 ・印刷ログ 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚 数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル 出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報 ・設定変更ログ 管理者による設定変更時の情報	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200146	00.児童 扶養手 当共通	アクセス ログ管理		・エラーログ 児童扶養手当システム上及び他システム連携でエラーが発生した際の記録。管理者 による設定変更時の情報取得したログは、自治体が定める期間保管するとともに、オ ンラインでの検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。な お、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の 改ざん防止措置がされること。 ＜ログの分析＞ システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ ファイル出力が作成できること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合 等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等によ り、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること。）。 [分析例] ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID 別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

0200147	00.児童 扶養手 当共通	操作権 限管理		システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID及びパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200387	00.児童 扶養手 当共通	操作権 限管理		組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。 シングル・サイン・オンが使用できること。	○	○	○	○	○	—
0200148	00.児童 扶養手 当共通	操作権 限管理		都道府県や市区町村と、管理場所の申請者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200149	00.児童 扶養手 当共通	操作権 限管理		【指定都市個別要件】 各業務にて処理中に区間異動した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき区で処理できること。	-	○	-	-	-	—
0200150	00.児童 扶養手 当共通	ヘルプ 機能		システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)が提供されること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
01.新規認定請求										
0200501	01.新規 認定請 求	認定請 求受付		児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・申請情報(認定請求年月日、申請種別(新規認定請求)、添付書類の省略有無、省略した書類名、添付書類、その他の事項、備考) ・請求者情報(氏名、振仮名(フリガナ)氏名、個人番号、宛名番号、生年月日、性別、受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者)、障害の有無、配偶者の有無、住所、電話番号、支払方法、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座種別、口座名義人カナ、公的給付支給等口座の利用希望有無、職業又は勤務先名、勤務先電話番号、勤務先所在地、公的年金受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・年額、養育費の取決の有無) ・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、認定請求年月日、請求者との続柄、同別・別居の別、住所、監護等を始めた年月日、障害の有無、父の氏名・生年月日、母の氏名・生年月日、父又は母の状況について(離婚、死亡、障害、生死不明、遺棄、保護命令、拘禁、未婚、その他)、現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算対象となっている公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、父又は母の身体障害者手帳の番号及び障害等級、父又は母の職業又は勤務先名、9条・9条の2) ・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(請求者については、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額及びその8割相当額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額及びその8割相当額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、特定親族特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、所得制限限度額(全部支給、一部支給)、(本年度又は前年の)被災の有無、被災年月日) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日
0200501	01.新規 認定請 求	認定請 求受付		・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(請求者については、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額及びその8割相当額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額及びその8割相当額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、特定親族特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、所得制限限度額(全部支給、一部支給)、(本年度又は前年の)被災の有無、被災年月日) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日

0200482	01.新規 認定請求	認定請求 受付		児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・申請情報(異動判定日) ・請求者情報(住所要件(住民票上の住所と現住所の相違の有無)、再診年月日、通称名、国籍、在留期間開始日、在留期間満了日) ・支給対象児童情報(孤児(該当、非該当)、障害名、障害者手帳番号、障害等級、障害種別、障害者手帳発行者、再診年月日、父又は母の状況について(事実婚解消)、父又は母の拘禁終了予定年月日、父又は母の障害名、父又は母の障害種別、父又は母の障害者手帳発行者、通称名、国籍、在留期間開始日、在留期間満了日) ・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む。)の所得情報(生年月日、住所、電話番号、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による所得金額調整控除額、年金等受給該当区分(法第13条の2第1項該当/法第13条の2第2項/法第13条の2第3項)) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200390	01.新規 認定請求	認定請求 受付		児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・申請情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200391	01.新規 認定請求	認定請求 受付		児童扶養手当の支給額を計算(シミュレーション)を個別に実施できること。	○	○	○	○	○	—
0200154	01.新規 認定請求	認定請求 受付		被災状況書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 被災有無、被災状況届提出者の住所	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200155	01.新規 認定請求	認定審査		審査結果について、以下の情報を登録、照会できること。 【管理項目】 審査結果(認定、却下、取下、認定処分取消)、決裁日、認定年月日、取下日、却下年月日、却下した理由、公的年金照会の有無 ※ 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200156	01.新規 認定請求	認定審査		請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、支給開始年月、当初支給開始日、支給事由発生日、該当事由、非該当予定年月日、支給手当月額、手当額改定年月、対象児童の年齢到達日、支給対象児童数、五年等満了年月、証書番号、支給停止額の内訳(法第9条第1項及び同条第2項～第11条(所得)による支給停止額、法第13条の2(公的年金等)による支給停止額、法第13条の3(一部支給停止措置)による支給停止額)、支払状況(年度、支払期、支払月) ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額が自動で算出できること。 ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること。 ※3 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること。 ※4 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200483	01.新規 認定請求	認定審査		請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給手当月額の内訳(基本額、加算額)	○	○	○	○	○	—
0200157	01.新規 認定請求	認定審査		受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること。 ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること。 ※2 世帯全員の所得情報が管理できること。 ※3 扶養義務者候補の中に1人でも所得超過となる対象者が存在した場合、支給停止と判定すること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200158	01.新規 認定請求	認定審査		新規認定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200159	01.新規 認定請求	認定審査		新規認定請求却下者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—

0200160	01.新規 認定請 求	認定審 査		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、新規認定請求事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200161	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		請求内容を認定した場合、「児童扶養手当認定通知書」、「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当認定通知書■ ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ ※受給資格者台帳については認定後随時出力できること。 【管理項目】 証書番号	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200393	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		証書番号は認定順に付番できること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200394	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		証書番号は自動付番できること。	○	○	○	○	—	—
200395	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		「児童扶養手当受給資格者名簿」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者名簿■	—	—	—	—	○	—
0200162	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		請求内容を却下した場合、「児童扶養手当認定請求却下通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当認定却下通知書■	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200163	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		「児童扶養手当所得状況届」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届■ ※ 児童扶養手当法施行規則第3条の5の規定に基づき、認定請求年月日に応じて、帳票の出力可否を制御できること。	○	○	○	○	—	—
0200164	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		児童扶養手当所得状況届を提出していない受給資格者については「児童扶養手当所得状況届提出命令書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届提出命令書■ 【管理項目】 未提出年度	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
200396	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		児童扶養手当所得状況届を提出していない受給資格者については「児童扶養手当所得状況届未提出について(お知らせ)」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届未提出について(お知らせ)■ 【管理項目】 提出されていない届、持参するもの	○	○	○	○	○	—
0200165	01.新規 認定請 求	認定審 査結果 通知		支給区分が、「一部支給」、「全部支給停止」の場合、「児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
02.市外転入										
0200502	02.市外 転入	市外転 入受付		児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、申請種別(転入)) ・転入届情報(氏名、振仮名(フリガナ)氏名、新住所・郵便番号、転入年月日、(転入元自治体における)証書番号、旧住所・郵便番号、電話番号、転出元自治体宛名役職、添付書類の省略有無、省略した書類名、備考) ・受給資格者情報(受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者)) ・支払先情報(新金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座種別、口座名義人カナ) ・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、認定請求年月日、請求者との続柄・同別別居の別、住所、監護等を始めた年月日、障害の有無、父の氏名・生年月日、母の氏名・生年月日、父又は母の状況について(離婚、死亡、障害、生死不明、遺棄、保護命令、拘禁、未婚、その他)、現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算対象となっている公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、父又は母の身体障害者手帳の番号及び障害等級、父又は母の職業又は勤務先名、9条・9条の2)	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日

0200502	02.市外 転入	市外転 入受付	・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(請求者については、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額及びその8割相当額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額及びその8割相当額、(請求者及び児童の)養育費の額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、特定親族特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、所得制限限度額(全部支給、一部支給)、(本年度又は前年)の被災の有無、被災年月日) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日
0200485	02.市外 転入	市外転 入受付	児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・支給対象児童情報(孤児(該当、非該当)、障害名、障害者手帳番号、障害等級、障害種別、障害者手帳発行者、再診年月日、父又は母の障害名、父又は母の障害種別、父又は母の障害者手帳発行者、通称名、国籍、在留期間開始日、在留期間満了日) ・受給資格者情報(住所要件(住民票上の住所と現住所の相違の有無)) ・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む。)の所得情報(生年月日、住所、電話番号、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、年金等受給該当区分(法第13条の2第1項該当／法第13条の2第2項／法第13条の2第3項)) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○	—
0200399	02.市外 転入	市外転 入受付	児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・転入届情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200169	02.市外 転入	市外転 入受付	受給資格者の転入に際して、転入情報を住記システムから自動で連携し、受給資格者が提出する「児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届」に係る項目を事前印字し、出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届■ ※ 当該要件は、令和3年9月「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」において提示されている、デジタル3原則に基づくBPRを推進するための要件である。	—	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200170	02.市外 転入	転出元 受給者 台帳取 得	転入元自治体へ送付する「児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書■	○	○	○	○	○	—
0200171	02.市外 転入	転出元 受給者 台帳取 得	「児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書」送付後、「児童扶養手当受給資格者台帳」未受領の対象者情報を一覧で確認できること。 【管理項目】 台帳送付依頼(済、未済)、台帳受領(済、未済)	○	○	○	○	○	—
0200172	02.市外 転入	転出元 受給者 台帳取 得	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、市外転入事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—

0200173	02.市外 転入	転出元 受給者 台帳取 得		受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情 報を、登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・受給資格者情報(氏名、振仮名(フリガナ)氏名、整理番号、個人番号、証書番号、 生年月日、住所、住所変更日、手当月額、改定年月、備考) ・支払金融機関情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人カナ) ・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、統制、認定請求年月日、障害の有 無、再診年月日、当初支給開始年月日、該当事由、支給事由発生日、9条・9条の2、 非該当予定年月日、障害のある父又は母の氏名、傷病名等、障害の状態、拘禁状態 の父又は母の氏名、拘禁終了予定年月日) ・配偶者・扶養義務者情報(配偶者の氏名、配偶者の個人番号、扶養義務者の氏名、 扶養義務者の個人番号) ・支給停止関係届・現況届(区分、届出の有無、所得制限の該当・非該当の別、被災 の有無、本人の所得額・扶養人数・控除(障・特障・老・勤)、配偶者・扶養義務者の所 得額・扶養人数・控除(障・特障・老・勤)) ・公的年金給付等受給状況届(届出の有無、年度、本人・児童・加算対象児童の別、 公的年金給付等の種類、公的年金給付等の年額、公的年金受給開始年月) ・一部支給停止適用除外事由届(届出の有無、適用・適用除外の別、五年等満了年 月、適用開始年月、適用終了年月、適用除外事由(就業中、求職活動中等、障害、負 傷疾病、介護))	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200173	02.市外 転入	転出元 受給者 台帳取 得		・支払状況(区分、支払月、支払月別支払金額、支払済年月日) ・支給停止情報(支給停止額、支給停止期間開始年月、支給停止期間終了年月) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200400	02.市外 転入	転出元 受給者 台帳取 得		受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情 報を、登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・受給資格者情報(受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者)、電話 番号、転入年月日、転入元住所、転出年月日、転出先住所) ・支払金融機関情報(金融機関コード、支店コード) ・支給対象児童情報(振仮名(フリガナ)氏名、同居・別居の別、非該当年月日、非該 当事由) ・支給停止関係届・現況届(老人扶養人数、特定扶養人数、(受給資格者の)養育費の 額) ・資格情報(差止年月、差止事由、一部支給停止上限額) ・受給資格喪失情報(喪失年月日、喪失事由) ・支給停止の状況(前年度の支給停止の状況(支給、一部支給、全部停止)、今年度 の支給停止の状況(支給、一部支給、全部停止)) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200174	02.市外 転入	市外転 入処理		市外転入に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(認定、差止、増額保留 等)、当初支給開始日、支給開始年月、支給手当月額、非該当予定年月日、対象児童 の年齢到達日、五年等満了年月、決裁日、(転入先自治体における)証書番号 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給 手当月額の算出ができること。 ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出で きること。 ※3 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の 五年等満了年月を自動で算出できること。 ※4 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ 管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200401	02.市外 転入	市外転 入処理		市外転入に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 五年等満了年月翌月時点の児童数	○	○	○	○	○	—
0200175	02.市外 転入	市外転 入処理		受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定 する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること。 ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること。 ※2 世帯全員の所得情報が管理できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200176	02.市外 転入	市外転 入処理		認定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200177	02.市外 転入	市外転 入処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できるこ と。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、市外転入事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できるこ と。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—

0200178	02.市外 転入	市外転 入通知		「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ ※市外転入処理後随時出力できること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
200402	02.市外 転入	市外転 入通知		「児童扶養手当受給資格者名簿」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者名簿■	-	-	-	-	○	—
03.額改定請求(増員)										
0200179	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)受付		児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・請求情報(請求日、請求種別(増員)、添付書類の省略有無、省略した書類名、備考) ・受給資格者情報(氏名、振替仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所) ・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、請求者との続柄、同居・別居の別、監護等を始めた年月日、障害の有無、父又は母の状況、父の氏名・生年月日、母の氏名・生年月日、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、請求者が受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、父又は母が障害であるとき(身体障害者手帳の番号及び障害等級、公的年金の種類・障害等級、父又は母の職業又は勤務先名、備考) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200403	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)受付		児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・受給資格者情報(電話番号) ・支給対象児童情報(認定請求年月日、再診年月日、父の死亡したとき(死亡年月日、死亡の原因、死亡時又は死亡時直近の勤務先名・勤務先所在地)、母の死亡したとき(死亡年月日、死亡の原因、死亡時又は死亡時直近の勤務先名・勤務先所在地)、所得額) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200405	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)受付		児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・請求情報(管理場所) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200180	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)要件 審査		審査結果について、以下の情報を登録、照会できること。 【管理項目】 審査結果(改定、却下)、決裁日、認定年月日、却下年月日、却下した理由 ※ 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200181	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)要件 審査		増員する児童の選択ができること。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200406	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)要件 審査		増員する児童の情報を入力できること。	○	-	-	-	-	—
0200182	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)要件 審査		請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、支給手当月額、改定年月、支給開始年月、当初支給開始日、非該当予定年月日、対象児童の年齢到達日、五年等満了年月、支給対象児童数、証書番号 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出(増額処理)ができること。 ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること。 ※3 受給(資格)者区分、対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること。 ※4 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。 ※5 増員した児童数に応じて、自動で支給対象児童数の更新が行われること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200183	03.額改 定請求 (増員)	額改定 請求(増 員)要件 審査		額改定請求認定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—

0200184	03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査		額改定請求却下者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200185	03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、額改定請求(増員)事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200186	03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)審査結果通知		請求内容を認定した場合、「児童扶養手当額改定通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当額改定通知書■	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200187	03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)審査結果通知		請求内容を却下した場合、「児童扶養手当額改定請求却下通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当額改定請求却下通知書■	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
04.額改定届(減員)										
0200188	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付		児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出日、届出種別(減員)、添付書類の省略有無、省略した書類名) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所) ・支給対象児童情報(対象児童でなくなった児童の氏名、生年月日、非該当事由、非該当年月日) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200407	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付		児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・受給資格者情報(電話番号) ・支給対象児童情報(個人番号) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200409	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付		児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200189	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		審査結果について、以下の情報を登録、照会できること。 【管理項目】 審査結果(改定)、決裁日 ※ 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200190	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		減員する児童の選択ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

0200470	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		届出内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(改定)、決裁日、支給手当月額、改定年月、支給開始年月、当初支給開始日、対象児童の年齢到達日、非該当予定年月日、五年等満了年月、支給対象児童数、証書番号 ※1 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること。 ※2 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること。 ※3 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。 ※4 減員した児童数に応じて、自動で支給対象児童数の更新が行われること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200486	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		届出内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 過払額、返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い) ※ 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出(減額処理)ができること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200487	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		届出内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)	○	○	○	○	-	—
0200192	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		額改定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200193	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、額改定届(減員)事務に係る全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
200411	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)審査結果通知		届出内容を認定した場合、「児童扶養手当額改定通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当額改定通知書■	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
05.市外転出										
0200195	05.市外転出	市外転出受付		児童扶養手当の住所変更(転出)届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(転出局)) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、個人番号) ・支給対象児童情報(氏名、個人番号) ・扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号 ・転出情報(転出元住所・郵便番号、転出先住所・郵便番号、転出先自治体名、異動日又は転出の予定年月日) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200413	05.市外転出	市外転出受付		児童扶養手当の住所変更(転出)届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200196	05.市外転出	市外転出受付		受給資格者の転出に際して、転出予定情報を住記システムから自動で連携し、受給資格者が提出する「児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届」に係る項目を事前印字し、出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届■	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200197	05.市外転出	市外転出処理		転出先自治体から台帳送付依頼を受領するまでの間、対象受給資格者への手当支払を止める(対象受給資格者の手当額を0円にする等)ことができること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日

0200472	05.市外 転出	市外転 出処理		市外転出に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 転出年月日、決裁日、備考 ※1 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ 管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。 ※2 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200488	05.市外 転出	市外転 出処理		市外転出に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 未支払額、過払額、返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い) ※ 未支払額または過払額が算出できること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200489	05.市外 転出	市外転 出処理		市外転出に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	-	—
0200199	05.市外 転出	市外転 出処理		転出者、台帳送付対象者に関する情報を一覧で確認できること。 【管理項目】 台帳送付依頼有無、台帳送付(済、未済)	○	○	○	○	○	—
0200200	05.市外 転出	市外転 出処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できるこ と。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、市外転出事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できるこ と。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200201	05.市外 転出	受給者 台帳送 付		転出先自治体に送付する「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ 【管理項目】 依頼年月日	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
200415	05.市外 転出	受給者 台帳送 付		転出先自治体に送付する「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ 【管理項目】 転出先自治体郵便番号・住所・自治体名・自治体宛名	○	○	○	○	-	—
200416	05.市外 転出	受給者 台帳送 付		転出先自治体に送付する「児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書」を出力できる こと。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書■ 【管理項目】 依頼年月日、転出先自治体郵便番号・住所・自治体名・自治体宛名	○	○	○	○	-	—
0200202	05.市外 転出	受給者 台帳送 付		「児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書」受領後、「児童扶養手当受給資格者台 帳」未送付の対象者情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200203	05.市外 転出	受給者 台帳送 付		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できるこ と。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、市外転出事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できるこ と。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—

06.資格喪失

0200204	06.資格喪失	資格喪失受付	児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(資格喪失届)、備考) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所、電話番号) ・資格喪失情報(喪失事由、喪失事由発生年月日) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200418	06.資格喪失	資格喪失受付	児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200205	06.資格喪失	資格喪失審査	審査結果について、以下の情報を登録、照会できること。 【管理項目】 審査結果(受理、再提出)、決裁日、喪失年月日 ※ 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200419	06.資格喪失	資格喪失審査	「喪失年月日」に資格喪失受付情報の「喪失事由発生年月日」を初期設定すること。	○	○	○	○	○	—
0200490	06.資格喪失	資格喪失審査	受給資格者の未支払額または過払額が算出できること。 【管理項目】 未支払額、過払額、返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)、備考 ※ 資格喪失日までの未支払額、資格喪失日から支払日までの過払額のいずれかを算出できること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200491	06.資格喪失	資格喪失審査	受給資格者の未支払額または過払額が算出できること。 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)	○	○	○	○	—	—
0200207	06.資格喪失	資格喪失審査	資格喪失者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200208	06.資格喪失	資格喪失審査	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、資格喪失事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200209	06.資格喪失	資格喪失通知	資格喪失処理をした場合、「児童扶養手当資格喪失通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当資格喪失通知書■	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
07.未支払請求									
0200210	07.未支払請求	未支払請求受付	児童扶養手当の未支払請求書及び児童扶養手当受給資格者死亡届について、以下の請求情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・申請情報(請求年月日、申請種別(未支払請求書)、備考) ・死亡した受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所、死亡年月日) ・請求者(である児童)情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、住所、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)) ・届出者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、住所、電話番号) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

[illegible]

0200222	08.登録 情報変更	登録情報 変更受付	児童扶養手当の登録情報変更届(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)、住所・氏名・支払金融機関・支給事由変更年月日、備考) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、新氏名、新振り仮名(フリガナ)氏名、旧氏名、旧振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号) ・住所情報(新住所、新住所の電話番号、旧住所、異動日、転入・転出年月日) ・口座情報(新金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人(カナ)、旧金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ) ・支給対象児童情報(氏名、新氏名、新振り仮名(フリガナ)氏名、旧氏名、旧振り仮名(フリガナ)氏名、受給資格者との続柄、同居・別居の別、生年月日、旧支給事由(離婚・死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁・未婚など)、新支給事由(離婚・死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁・未婚など)、変更理由) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200424	08.登録 情報変更	登録情報 変更受付	児童扶養手当の登録情報変更届(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・住所情報(旧住所の電話番号) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200426	08.登録 情報変更	登録情報 変更受付	児童扶養手当の登録情報変更届(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200225	08.登録 情報変更	登録情報 変更処理	口座情報の変更を受理した場合、手当額の振込先を旧口座から新口座に変更できること。 【管理項目】 決裁日	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200226	08.登録 情報変更	登録情報 変更処理	氏名情報の変更を受理した場合、送付先情報や児童情報等の更新ができること。 【管理項目】 決裁日	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200227	08.登録 情報変更	登録情報 変更処理	住所情報の変更を受理した場合、宛名情報や児童情報等の更新ができること。 【管理項目】 決裁日	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200228	08.登録 情報変更	登録情報 変更処理	支給事由の変更を受理した場合、児童情報等の更新ができること。 【管理項目】 決裁日、五年等満了年月 ※ 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
09.支給停止関係届									
0200503	09.支給 停止関係 届	支給停止 関係届受付	児童扶養手当の支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届、について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(支給停止関係(発生)届、支給停止関係(消滅)届、支給停止関係(変更)届)、添付書類の省略有無、省略した書類名) ・支給停止情報(支給停止事由、支給停止事由発生日、支給停止解除事由、支給停止解除事由発生日) ・被災状況情報(被災の有無) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所、受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者)) ・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(請求者については、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額及びその8割相当額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額及びその8割相当額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、特定親族特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、控除後の所得額)	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日

0200503	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届受付		※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること	◎	◎	◎	◎	◎		令和9年4月1日
200428	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届受付		児童扶養手当の支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○		令和8年4月1日
0200474	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(支給停止解除、一部支給停止、全部支給停止)、支給停止事由(発生、変更、消滅)日、解除の理由、支給手当月額、改定年月、支給停止額、支払金額、備考、決裁日 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、被災状況等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出ができること。 ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎		令和8年4月1日
0200493	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 過払額、返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い) ※ 「一部支給停止」又は「全部支給停止」の期間に過払金が生じていた場合、過払額を算出できること。	◎	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
0200494	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)	○	○	○	○	-		—
0200232	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること。 ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること。 ※2 世帯全員の所得情報が管理できること。	◎	◎	◎	◎	◎		令和8年4月1日
0200233	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		支給停止対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○		—
0200234	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		支給停止解除対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○		—
0200235	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、支給停止関係届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 一覧の抽出条件や一覧の変更等の履歴を表示できること。 ※4 ※3の履歴は、最新履歴、全履歴等任意の履歴を表示できること。	○	○	○	○	○		—
0200236	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届通知		支給区分が「全部支給停止」、「一部支給」の場合、「児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当支給停止通知書■	◎	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
0200237	09.支給 停止関 係届	支給停 止関係 届通知		支給区分が「全部支給」の場合、「児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること。 ※ 継続して全部支給の場合は、「児童扶養手当支給停止解除通知書」は出力しないこと。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当支給停止解除通知書■	◎	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日

10.公的年金併給認定

0200239	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付		児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出し、届出種別(公的年金給付等受給状況(発生)届、公的年金給付等受給状況(消滅)届、公的年金給付等受給状況(変更)届)、添付書類の有無、省略した書類名) ・公的年金情報(公的年金給付等受給事由、公的年金給付等受給事由発生年月日、公的年金給付等受給停止事由、公的年金給付等受給事由消滅日、公的年金給付等受給額変更内容、公的年金給付等受給額変更日) ・受給資格者情報(氏名、振替仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。 ※2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
200430	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付		児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・公的年金情報(公的年金等受給開始(変更、消滅)年月、本人・児童・加算対象児童の別、年金等受給該当区分(法第13条の2第1項該当、法第13条の2第2項、法第13条の2第3項)、公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・年額、障害基礎年金等の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・年額) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること	◎	◎	◎	◎	○	令和8年4月1日
0200432	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付		児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200476	10.公的年金併給認定	公的年金併給処理		公的年金給付等受給状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(支給停止解除、一部支給停止、全部支給停止)、支給手当月額、改定年月、決裁日 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出ができること。 ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200477	10.公的年金併給認定	公的年金併給処理		公的年金給付等受給状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 過払額、返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200433	10.公的年金併給認定	公的年金併給処理		公的年金給付等受給状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)	○	○	○	○	-	—
0200241	10.公的年金併給認定	公的年金併給処理		支給停止対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	-	—
0200242	10.公的年金併給認定	公的年金併給処理		支給停止解除対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200243	10.公的年金併給認定	公的年金併給処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、支給停止関係届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200244	10.公的年金併給認定	公的年金併給通知		※1 「児童扶養手当証書」の出力に関しては、「児童扶養手当共通」帳票出力機能」に記載の要件を満たすこと。 ※2 「児童扶養手当支給停止通知書」、「児童扶養手当支給停止解除通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
11 支給停止(保険)										

0200245	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)対象 抽出		支払差止(解除)対象者に関する情報を一覧で確認できること。 ※ 差止中(差止済み)の対象者や差止解除済みの対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200246	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)対象 抽出		児童扶養手当の支払差止(解除)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支払差止(解除)事由、決裁日、支払差止決定日、支払差止解除決定日、支払差止開始年月、支払差止解除年月、受給資格者情報(氏名、住所)、備考	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200434	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)対象 抽出		児童扶養手当の支払差止(解除)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 受給資格者情報(郵便番号)、支払先情報(支払金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ)	○	○	○	○	○	—
0200247	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)処理		支払差止処理ができること。 ※ 支払予定者一覧から対象受給資格者を削除できること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200248	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)処理		支払差止解除処理ができること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200249	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)通知		支払差止を行った場合、「児童扶養手当支払差止通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当支払差止通知書■	○	○	○	○	—	—
0200250	11.支払 差止(解 除)	支払差 止(解 除)通知		支払差止解除を行った場合、「児童扶養手当支払差止解除通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当支払差止解除通知書■	○	○	○	○	—	—
12.障害等認定										
0200251	12.障害 等認定	障害等 認定受 付		児童扶養手当の障害等認定について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(障害等認定)、障害診断書の省略有無、省略理由) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、住所、証書番号) ・障害等認定対象者情報(氏名) ・障害情報(障害の有無) ※ 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200435	12.障害 等認定	障害等 認定受 付		児童扶養手当の障害等認定について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・障害等認定対象者情報(再診年月日、在留期間開始日、在留期間満了日、拘禁開始年月日、拘禁終了予定年月日) ・障害情報(障害名、障害等級、障害種別、障害手帳番号、障害手帳発行者、障害内容確認書類、障害手帳の種類、障害手帳交付日) ※1 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200437	12.障害 等認定	障害等 認定受 付		児童扶養手当の障害等認定について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200252	12.障害 等認定	障害等 認定受 付		児童扶養手当有期再認定請求書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 請求年月日、請求者情報(証書番号、氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、生年月日、住所、電話番号)、有期対象者(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、請求者との続柄、生年月日、年齢、同居・別居の別、有期事由または障害名(在留期間延長、障害、その他)、障害名、在留開始年月日、在留終了年月日)、児童扶養手当有期再認定請求書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—

0200253	12.障害等認定	障害等認定受付		診断書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、生年月日、住所、障害の原因となった傷病名、傷病発生年月日、診断書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200254	12.障害等認定	障害等認定審査		障害等認定に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給停止、全部支給停止)、審査結果(継続支給、改定)、備考、支給手当月額、決裁日、有期認定年月日、障害認定開始年月日、有期認定年月、次回診断書提出期限、対象児童の年齢到達日、非該当予定年月日 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること。 ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること。 ※3 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200438	12.障害等認定	障害等認定審査		障害等認定に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 在留期間開始日、在留期間満了日、拘禁終了予定年月日	○	○	○	○	○	—
0200255	12.障害等認定	障害等認定通知		「児童扶養手当障害認定通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当障害認定通知書■	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
200439	12.障害等認定	障害等認定通知		「児童扶養手当在留期間延長通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当在留期間延長通知書■	○	○	○	○	—	—
13.現況届										
0200256	13.現況届	現況届提出依頼		現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200257	13.現況届	現況届提出依頼		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200258	13.現況届	現況届提出依頼		「現況届」に印字するバーコードを生成・印字できること。	○	○	○	○	—	—
0200259	13.現況届	現況届提出依頼		「児童扶養手当現況届」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届■	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200495	13.現況届	現況届提出依頼		「児童扶養手当現況届案内」、「現況届提出前のおねがい」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届案内■ ■帳票詳細要件 現況届提出前のおねがい■ 【管理項目】 提出期限、提出先、窓口提出時に持参するもの、必ず提出していただく書類(前住地の所得証明書、児童の世帯全員の住民票(続柄記載)、別居監護申立書・証明書、年金証書の写し、児童の父又は母の身体障害者手帳の写し、該当者の世帯全員の住民票等、児童の戸籍、監護申立書・証明書、養育費等に関する申立書、等)、対象年度、課税年度、現況年度、所得額の申告が確認できない年度、所得額の申告がされていない期間、所得申告窓口(事務所名、住所)、持っていくもの	○	○	○	○	○	—
0200504	13.現況届	現況届受付		児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(現況届)、添付書類の有無、省略した書類名、添付書類、整理番号、既認定・新規認定の別、その他の事項) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、年齢、証書番号、第9条・第9条の2(前年度)、第9条・第9条の2(今年度)、障害の有無、住所、電話番号、支払金融機関の変更有無、支払金融機関(旧名称、旧口座番号、新名称、新口座番号)、公的給付支給等口座の利用有無、職業又は勤務先名・電話番号、勤務先所在地) ・支給対象児童情報(児童氏名、生年月日、請求者との続柄、同居・別居の別、受給理由、入施設名、障害の有無、身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号、再診年月日) ・父又は母の障害について(父母の氏名、身体障害者手帳の番号及び障害等級、父又は母の障害種別、公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・障害等級・基礎年金番号・年金コード・年額、対象児童が加算対象に(なっている、なっていない)、加算の年額、父又は母の職業又は勤務先名) ・父又は母の拘禁について(拘禁されている父又は母の氏名、拘禁終了予定年月日)	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日

0200504	13.現況届	現況届受付	・年金情報(児童が受けることのできる公的年金又は遺族補償の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、受給者の公的年金受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況、年額、受給者が障害基礎年金等を受けることができる場合における受給者が受けることができる公的年金(「本年8月1日における対象児童の状況」に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。))の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額) ・受給資格者・孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者の所得情報(所得年度、氏名、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(受給者については、㊦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㊧特定扶養親族の数、㊨16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額及びその8割相当額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額及びその8割相当額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、特定親族特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、控除後の所得額) ・支給停止の状況(前年度の支給停止の状況(支給、一部停止、全部停止)、今年度の支給停止の状況(支給、一部停止、全部停止)、本年又は前年の被災の有無・被災年月日) ※1 他システムを参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	令和9年4月1日
0200497	13.現況届	現況届受付	児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・年金情報(児童が受けることのできる公的年金又は遺族補償の受給状況(支給停止期間)、受給者の公的年金受給状況(支給停止期間)、受給者が障害基礎年金等を受けることができる場合における受給者が受けることができる公的年金(「本年8月1日における対象児童の状況」に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。))の受給状況(支給停止期間))、五年等満了年月 ※ 他システムを参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200443	13.現況届	現況届受付	児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200262	13.現況届	現況届受付	読み込んだバーコードから現況届の受付処理ができること。	○	○	○	○	○	—
0200263	13.現況届	現況届受付	受給資格者について、読み込んだバーコードから住記情報、税情報を照会できること。	—	○	○	○	○	—
0200264	13.現況届	現況届処理	現況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(継続支給、支給停止解除、全部支給停止、一部支給停止)、支給手当月額、決裁日、支給対象児童数 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと ※3 支給区分が「支給停止」及び「一部支給」の場合、「支給停止関係届」に記載の要件を満たすこと ※4 審査結果が「支給停止解除」又は「一部支給停止」の場合、「支給停止関係届」又は「一部支給停止」に記載の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200265	13.現況届	現況届催促	現況届未提出者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200266	13.現況届	現況届催促	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。))。 ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200267	13.現況届	現況届催促	未提出者に対し「児童扶養手当現況届未提出のお知らせ」、「児童扶養手当現況届提出命令書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届未提出のお知らせ■ ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届提出命令書■ 【管理項目】 現況年度、現況届の提出有無、未提出年度、受付場所、持参していただく書類	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日

0200268	13.現況届	現況届通知		届出内容を登録した場合、「児童扶養手当支給停止通知書」、「児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること。 ※ 「児童扶養手当支給停止通知書」「児童扶養手当支給停止解除通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200269	13.現況届	現況未提出者差止		現況届未提出者に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 現況年度	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200270	13.現況届	現況未提出者差止		現況届未提出者に対し、支払差止処理ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200444	13.現況届	現況未提出者差止		現況届未提出者に対し、自動で支払差止処理がかかること。	○	○	○	○	○	—
0200271	13.現況届	現況未提出者差止時効管理		現況届未提出による差止者のうち、時効到来予定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200445	13.現況届	現況未提出者差止時効管理		現況届未提出による差止者のうち、時効完成者に関する情報を一覧で確認できること。	-	○	-	-	-	—
0200446	13.現況届	現況未提出者差止時効管理		事前設定した出力時期に時効到来予定者一覧及び時効完成者一覧を自動出力（配信）できること。	-	○	-	-	-	—
0200272	13.現況届	現況未提出者差止時効管理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること。）。 ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200273	13.現況届	現況未提出者差止時効管理		現況届未提出による差止者のうち、時効が完成した対象者に対して資格喪失処理ができること。 ※1 時効の起算日は、支払期日であり、時効の完成日は当該支払期日から2年が経過した日である。 ※2 資格喪失日は、時効完成日の翌日である。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
14.一部支給停止（第13条の3関係）										
0200274	14.一部支給停止（第13条の3関係）	一部支給停止措置案内		一部支給停止措置案内対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200275	14.一部支給停止（第13条の3関係）	一部支給停止措置案内		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること。）。 ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、一部支給停止事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200276	14.一部支給停止（第13条の3関係）	一部支給停止措置案内		「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に印字するバーコードを生成・印字できること。	○	○	○	○	-	—
0200277	14.一部支給停止（第13条の3関係）	一部支給停止措置案内		「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ■ 【管理項目】 一部支給停止開始年月、書類提出期間、相談期限年月	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200447	14.一部支給停止（第13条の3関係）	一部支給停止措置案内		「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を出力できること。 ※ 5年又は7年経過する年月を任意の期間指定できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書■ 【管理項目】 一部支給停止開始年月	○	○	○	○	-	—

0200278	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付	児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(一部支給停止適用除外事由届)、添付書類の省略有無、省略した書類名) ・受給資格者情報(氏名(振り仮名(フリガナ)・氏名)、住所、適用除外事由(就業中、求職活動中、障害、負傷又は疾病、就業が困難な理由(監護する児童又は親族が障害、疫病、負傷、要介護状態にある等)、一部支給停止開始年月日、適用除外事由届事前送付日) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200448	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付	児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200279	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付	求職活動等申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 求職活動等申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	—
0200280	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付	読み込んだバーコードから「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届」の受付処理ができること	○	○	○	○	○	—
0200281	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	一部支給停止適用除外事由届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 審査結果((一部支給停止の)適用除外、適用)、適用除外開始年月、一部支給停止開始年月、決裁日	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200282	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	一部支給停止処理及び一部支給停止適用除外処理ができること。 【管理項目】 届出の有無(有、無)、支給手当月額、決裁日、減額開始年月、減額開始月支給額(又は減額開始月児童数)、一部支給停止開始年月、適用除外年月 ※1 一部支給停止の場合の支給手当月額の再算出(手当の額に2分の1を乗じて得た支給停止額(ただし、当該支給停止額は、五年等満了月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることはできない。10円未満の端数は切り捨て)の算出)ができること。 ※2 五年等満了月に応じて、適切な適用(除外)期間が登録できること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
200449	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	一部支給停止処理及び一部支給停止適用除外処理ができること。 【管理項目】 適用(除外)終了年月、支給制限停止上限額 ※ 五年等満了月に応じて、適切な適用(除外)期間が登録できること。	○	○	○	○	○	—
0200283	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	一部支給停止適用除外事由届未提出者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200284	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。))。 ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、一部支給停止事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200285	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	未提出者に対し「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ■ ※ 様式1-1～様式2-3に応じた対象者を抽出できること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200286	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	一部支給停止措置に係る支給手当月額の再算出に必要な五年等満了月の翌月に各受給資格者に支払うべき手当の額を管理できること。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日
0200450	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理	一部支給停止適用の場合、「児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること。 ※ 「児童扶養手当支給停止通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日

0200451	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理		一部支給停止されていた者について手当の全額を支給することと決定した場合、「児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること。 ※ 「児童扶養手当支給停止解除通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200287	14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止通知		一部支給停止適用除外の場合、「一部支給停止適用除外通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 一部支給停止適用除外通知書■	○	○	○	○	-	—
15.手当支払										
0200288	15.手当支払	支払額登録		児童扶養手当の手当支払について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・口座情報(支払金融機関名称、金融機関コード、本支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ) ・支払情報(支払区分、振込金額、振込予定日、支払月、支払期) ※ 口座情報については「公的給付支給等口座」の口座情報の取込み、手当の口座情報を最新化できること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200452	15.手当支払	支払額登録		児童扶養手当の手当支払について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・支払情報(振込依頼日)	○	○	○	○	-	—
0200453	15.手当支払	支払額登録		支払権の消滅時効(2年)を過ぎた支払情報は登録できないこと。	○	○	○	○	-	—
0200289	15.手当支払	支払額登録		支払予定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	-	—
0200290	15.手当支払	支払額登録		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、手当支払事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	-	—
0200291	15.手当支払	支払額登録		過不足金が判明した場合、過払管理ができること、又は未支払金を手当月額に加算できること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200292	15.手当支払	支払額登録		支給台帳の「管理場所」を変更できること。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200293	15.手当支払	支払通知		※ 「児童扶養手当支払通知書」の出力に関しては、未支払請求「未支払請求審査結果通知」に記載の要件を満たすこと。	○	○	○	○	-	—
0200294	15.手当支払	支払処理		金融機関へ連携する口座振込データを作成できること。 ※ 定時・随時など利用状況に応じて口座振込データを作成できること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200454	15.手当支払	支払処理		口座振込データの様式に全銀協フォーマットを利用できること。	○	○	○	○	-	—
0200295	15.手当支払	支払処理		「児童扶養手当口座振込依頼書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当口座振込依頼書■	○	○	○	○	-	—

0200296	15.手当 支払	支払処理		支払結果に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・給付実績情報(支払結果(支払済)) ※ 支払結果の登録後に情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200455	15.手当 支払	支払処理		支払結果に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・給付実績情報(支払結果(振込不能)、支払年月日、振込不能事由、再振込依頼日、再振込予定日) ※ 支払結果の登録後に情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	○	○	○	○	-	—
0200297	15.手当 支払	支払処理		支払結果に応じた対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	-	—
0200298	15.手当 支払	支払処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、手当支払事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 一覧の抽出条件や一覧の変更等の履歴を表示できること。 ※4 ※3の履歴は、最新履歴、全履歴等任意の履歴を表示できること。	○	○	○	○	-	—
0200299	15.手当 支払	支払処理		「支給実績調書」を年次で出力できること。 ■帳票詳細要件 支給実績調書■	○	○	○	○	-	—
0200300	15.手当 支払	振込不能対応		支払結果が「振込不能」の場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・新口座情報(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ) ・支払方法(窓口払い、口座振込)	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200456	15.手当 支払	振込不能対応		支払結果が「振込不能」の場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・支払方法(郵便書留)	○	○	○	○	-	—
16.過払管理										
0200301	16.過払 管理	過払金・ 返納方法登録		過払者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	-	—
0200302	16.過払 管理	過払金・ 返納方法登録		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、過払管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	-	—
0200303	16.過払 管理	過払金・ 返納方法登録		支払実績を照会し、過払金を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 過払金を自動で算出できること。 ※2 自動で算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200457	16.過払 管理	過払金・ 返納方法登録		過去の受給資格において過払金がある場合は、ひもづけができること。	○	○	○	○	-	—
0200304	16.過払 管理	過払金・ 返納方法登録		受給資格者の支払状況に応じた返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)を決定し、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)、過払額	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200458	16.過払 管理	過払金・ 返納方法登録		受給資格者の支払状況に応じた返納方法(口座振込、郵便書留)を決定し、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)、証書番号	○	○	○	○	-	—

0200305	16.過払管理	内払調整		過払金を支払予定手当額の内払とみなし、手当額の再算出(減額処理)ができること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200306	16.過払管理	内払調整		内払調整の計画として、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給年月(内払調整対象年月)、内払調整決定額、過誤払期間(内払調整額の内訳)	○	○	○	○	-	—
0200307	16.過払管理	内払調整		内払調整対象者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	-	—
0200308	16.過払管理	内払調整		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、過払管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	-	—
0200309	16.過払管理	内払調整		登録した支払調整の計画に基づいて、「内払調整結果通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 内払調整結果通知書■	○	○	○	○	-	—
17.統計・報告										
0200310	17.統計・報告	月次報告書作成		子ども家庭庁に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(月報データ)。 ＜集計対象情報＞ 月報 子ども福祉と保健に関する状況報告第15票	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200311	17.統計・報告	年次報告書作成		子ども家庭庁に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(年報データ)。 ＜集計対象情報＞ 年報 執行状況調べ 年報 様式第2号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第2号一付表1 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書 年報 様式第2号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第4号 給付費国庫負担金の変更交付申請について 年報 様式第4号一付表1 給付費市等分国庫負担金所要額調書 年報 様式第4号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第8号 給付費国庫負担金に係る事業実績報告について 年報 様式第8号一付表1 児童扶養手当給付費負担金精算書 年報 様式第8号一付表2 対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表 年報 様式第8号一付表3 受給者等の月別状況 年報 様式第8号一付表4 支払調整 年報 様式第8号一付表5 現年度分支払取消額内訳 【管理項目】 寄付金その他の収入額	-	◎	◎	◎	-	令和9年4月1日
0200498	17.統計・報告	年次報告書作成		子ども家庭庁に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(年報データ)。 ＜集計対象情報＞ 年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第3号一付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第3号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第5号 児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について 年報 様式第5号一付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第5号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第9号 児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業実績報告について 年報 様式第9号一付表1 児童扶養手当給付費負担金精算書(都道府県分) 年報 様式第9号一付表2 対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(都道府県分) 年報 様式第9号一付表3 受給者等の月別状況(都道府県分) 年報 様式第9号一付表4 支払調整(都道府県分) 年報 様式第9号一付表5 現年度分支払取消額内訳(都道府県分) 【管理項目】 寄付金その他の収入額	◎	-	-	-	-	令和9年4月1日

0200499	17.統計・報告	年次報告書作成		こども家庭庁に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(年報データ)。 <集計対象情報> 年報 様式第3号一付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第5号一付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第9号一付表6 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第9号一付表7 対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(市等分) 年報 様式第9号一付表8 受給者等の月別状況(市等分) 年報 様式第9号一付表9 支払調整(市等分) 年報 様式第9号一付表10 現年度分支払取消額内訳(市等分) 【管理項目】 寄付金その他の収入額	○	-	-	-	-	-	—
18.年齢到達											
0200312	18.年齢到達	年齢到達処理		年齢到達予定者に関する情報の一覧を確認できること。	○	○	○	○	○	○	—
0200313	18.年齢到達	年齢到達処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、年齢到達事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	○	—
0200314	18.年齢到達	年齢到達処理		児童が年齢到達する受給資格者の状況に応じて、額改定(減額)処理又は資格喪失処理ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200315	18.年齢到達	年齢到達処理		年齢到達による額改定者、資格喪失者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	○	—
0200316	18.年齢到達	年齢到達処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、年齢到達事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	○	—
19.住記異動管理											
0200317	19.住記異動管理	住記異動者処理		住記異動者、同居別居不整合者に関する情報を一覧で確認できること。	-	○	○	○	○	○	—
0200318	19.住記異動管理	住記異動者処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、住記異動管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	-	○	○	○	○	○	—
0200319	19.住記異動管理	住記異動者処理		異動事由に応じて、市外転出処理、額改定処理、資格喪失処理、登録情報変更処理、支払差止(解除)処理ができること。	-	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200460	19.住記異動管理	住記異動者処理		異動事由に応じて、住所変更処理、扶養義務者変更処理ができること。	-	○	○	○	○	○	—
0200461	19.住記異動管理	住記異動者処理		異動事由に応じて、管理場所異動処理ができること。 ※ 管理場所異動があった場合、異動元管理場所での処理完了後に、異動先管理場所での処理が可能となった旨を通知するための帳票を出力可能とすること。	-	◎	○	○	○	○	令和8年4月1日
20.所得再判定											
0200320	20.所得再判定	所得再判定		所得判定対象者に関する情報(住民税情報異動一覧表、所得情報変更者の一覧表、税未申告者リスト)を一覧で確認できること。	-	○	○	○	○	○	—

0200321	20.所得 再判定	所得再 判定		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、所得再判定事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	-	○	○	○	○	—
0200322	20.所得 再判定	所得再 判定		所得再判定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、支給開始年月、支給手当月額、所得判定日 ※1 受給(資格)者区分、再判定対象年月、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること。 ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと。 ※3 所得再判定処理により自動計算された値(支給区分、支給手当月額)は、既存の値を自動で上書きできないこと。	-	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200462	20.所得 再判定	所得再 判定		遡及した年月の支給手当月額の算出を可能とすること。	-	○	○	○	○	—
0200463	20.所得 再判定	所得再 判定		所得判定の結果過払が発生した場合は過払処理ができること。	○	○	○	○	-	—
0200323	20.所得 再判定	所得再 判定		所得判定を行った受給資格者に関する情報を一覧で確認できること。	-	○	○	○	○	—
0200324	20.所得 再判定	所得再 判定		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、所得再判定事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	-	○	○	○	○	—
0200325	20.所得 再判定	所得再 判定		支給区分に変更があった場合、支給停止処理、支給停止解除処理ができること。	◎	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日
0200464	20.所得 再判定	所得再 判定		職権により支給区分を変更すべき事情が生じた場合は、支給停止処理、支給停止解除処理ができること。	○	-	-	-	-	—
21.障害等有期管理										
0200326	21.障害 等有期 管理	障害等有 期認定 期限 処理		障害等有期管理に係る以下の情報が照会できること。 【管理項目】 受給資格者氏名・住所、有期認定年月日、障害認定終了年月日	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200465	21.障害 等有期 管理	障害等有 期認定 期限 処理		障害等有期管理に係る以下の情報が照会できること。 【管理項目】 在留期間満了日、拘禁終了予定年月日、再診年月日、決裁日、提出書類	○	○	○	○	○	—
0200466	21.障害 等有期 管理	障害等有 期認定 期限 処理		障害等有期管理に係る以下の情報が照会できること。 【管理項目】 管理場所	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200327	21.障害 等有期 管理	障害等有 期認定 期限 処理		障害等有期限到来者に関する情報を一覧で確認できること。 ※ 障害有期認定された受給資格者、在留外国人、父又は母が拘留されている受給資格者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—

0200328	21.障害等 等 有期管理	障害等 有期認 定期限 処理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、障害等 有期管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200329	21.障害等 等 有期管理	障害等 有期認 定期限 処理		有期認定を受けている受給資格者に対して、「障害認定診断書提出案内」、「在留期間延長手続案内」、「在留期間延長手続きのお知らせ」を出力できること ■帳票詳細要件 障害認定診断書提出案内■ ■帳票詳細要件 在留期間延長手続案内■ ■帳票詳細要件 在留期間延長手続きのお知らせ■ 【管理項目】 有期認定年月、提出期限、提出書類、診断対象者、診断書作成期日、送付年月	○	○	○	○	○	—
22.手当額改定										
0200330	22.手当 額改定	マスタ更 新		物価変動による手当額の改定があった場合、手当額マスタを更新できること。 ※ 「児童扶養手当共通」に記載のマスタ管理要件を満たすこと。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200331	22.手当 額改定	手当額 改定処 理		手当額改定の対象者を抽出し、手当額の一括改定ができること。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200332	22.手当 額改定	手当額 改定処 理		手当額改定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 受給資格者氏名・住所、改定年月、改定前支給対象児童数、改定後支給対象児童数、改定前支給手当月額、改定後支給手当月額 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	◎	◎	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0200467	22.手当 額改定	手当額 改定処 理		手当額改定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 決裁日、支払月、備考 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	○	○	○	○	—
0200468	22.手当 額改定	手当額 改定処 理		手当額改定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 管理場所 ※ 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外。	○	◎	○	○	○	令和8年4月1日
0200333	22.手当 額改定	手当額 改定処 理		手当額改定者に関する情報を一覧で確認できること。	○	○	○	○	○	—
0200334	22.手当 額改定	手当額 改定処 理		指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること。) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと。 ※2 表示項目は、手当額改定事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること。	○	○	○	○	○	—
0200335	22.手当 額改定	手当額 改定通 知		手当額改定者に送付する「児童扶養手当額変更のお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件 児童扶養手当額変更のお知らせ■	○	○	○	○	○	—
23.証書再発行										
0200336	23.証書 再発行	証書再 発行処 理		受給資格者が「児童扶養手当証書」を紛失又は毀損した場合、亡失届事由を登録できること。 【管理項目】 届出年月日、証書番号、証書を失った日	◎	◎	◎	◎	—	令和8年4月1日

200469	23.証書再発行	証書再発行処理		受給資格者が「児童扶養手当証書」を紛失又は毀損した場合、亡失届事由を登録できること。 【管理項目】 証書を失ったときの事情	○	○	○	○	-
--------	----------	---------	--	---	---	---	---	---	---

備考

- ◎：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能（実装必須機能）
- ：地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能（標準オプション機能）
- ×：地方公共団体情報システムに実装してはならない機能（実装不可機能）
- －：
 - ・機能名称の列におけるものは該当する項目がないこと
 - ・実装区分の列におけるものは当該実装区分において実装の対象外であること
 - ・適合基準日の列におけるものは適合基準日を設定しないこと

その他本告示における帳票の名称については、児童手当システム標準化基準第5条各号に掲げる帳票の名称の例によるものとする。